

議案第 117 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 4 年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1 戸	5,000 円	3,000 円	36,800 円	18,900 円
2 戸～5 戸	10,100 円	6,000 円	74,500 円	38,200 円

を

」

「

2 戸～5 戸	10,100 円	6,000 円	74,500 円	38,200 円
---------	----------	---------	----------	----------

に改

」

め、同表備考第 4 号を次のように改める。

- 4 共同住宅等の確認申請をする場合の手数料の額は、住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額とする。

第 16 条第 3 号の表を次のように改める。

一件当たりの手数料の額
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額

ア	一戸の住宅の用途に供する部分	第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ	共同住宅等の用途に供する部分	(7)及び(イ)の額を合算した額
	(7)	住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
	(イ)	共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
ウ	住宅以外の用途に供する部分	住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額

第20条第1号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1戸	5,000円	36,800円
2戸～5戸	10,100円	74,500円

を

」

「

2戸～5戸	10,100円	74,500円
-------	---------	---------

に改め、

」

同表備考第4号前段中「の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体」を削り、同号後段を削り、同号ア及びイ中「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同条第3号の表を次のように改める。

一棟当たりの手数料の額	
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額	
ア	一戸の住宅の用途に供する部分
	第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ	共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合に限る。）
	(7)及び(イ)の額を合算した額
(7)	住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手

<p>数料の額</p> <p>(i) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額</p> <p>ウ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合に限る。） イ(7)の額</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する部分 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額</p>
---

第21条第1号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1戸	3,000円	18,900円
2戸～5戸	6,000円	38,200円

を

」

「

2戸～5戸	6,000円	38,200円
-------	--------	---------

に改め、

」

同条第3号の表を次のように改める。

一棟当たりの手数料の額
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額
ア 一戸の住宅の用途に供する部分 第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合に限る。） (7)及び(i)の額を合算した額
(7) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
(i) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
ウ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合に限る。） イ(7)の額

エ 住宅以外の用途に供する部分 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。